

第六十五回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第二十三号

昭和四十六年五月十二日(水曜日)
午後五時七分開議

出席委員

委員長 天野 公義君
理事 伊能繁次郎君 理事 熊谷 義雄君
理事 坂村 吉正君 理事 塩谷 一夫君
理事 大出 俊君 理事 和田 耕作君
理事 阿部 文男君 理事 伊藤宗一郎君
加藤 陽三君 笠岡 喬君
辻 寛一君 中山 利生君
葉梨 信行君 山口 敏夫君
上原 康助君 木原 実君
横路 孝弘君 伊藤惣助丸君
鬼木 勝利君 受田 新吉君
東中 光雄君

出席國務大臣

國務大臣(總理
府總務長官) 山中 貞則君

出席政府委員

總理府恩給局長 平川 幸藏君

委員外の出席者

内閣委員会調査
室長 本田 敬信君

委員の異動

五月十二日

辞任

木原 実君

補欠選任
久保 三郎君

同日

辞任

久保 三郎君

補欠選任
木原 実君

本日の会議に付した案件

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第

五三三)

○天野委員長 これより会議を開きます。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といた
します。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。
鬼木勝利君。

○鬼木委員 今度の恩給法の一部改正につきまし
て、項を追って長官並びに皆さん方にお尋ねした
いと思ひます。

今回の夫に対する扶助料の支給の緩和について
でございますが、公務員たる妻が死亡した場合、
妻の死亡当時から不具廃疾である夫、しかも生活
資料を得る道がない、こういう者に扶助料を支給
するとなつておつたのを、今度のは従来より一歩
前進してあるように思われるのですが、不具廃疾
であるから扶助料を支給する、生計の資料云々と
いうことは関係ない、こういうふうに今度なつ
ておるようです。これはまあ確かに一歩前進だと思
ひますけれども、これをもうちょっと考え直して
いただきます。妻といえども公務員として長年
勤務をしたということがあるならば、扶助料の支給に
対して差別をつけるということはおかしいと思
ひます。男女同権という意味からしても、妻であつて
も公務員として長年勤務したということに対する
扶助料であつて、私はどうしてもその点がちよつ
と了解に苦しむのです。何の根拠をもつてそこ
にそういう条件をつけれられるのか。共済年金の場
合には、これはまたわれわれに關係ないとおつ
しやるかもしれないけれども、この条件はないので
す。これはまあ御承知かどうかかわからぬけれど
も、さすれば、恩給制度よりも今日の共済制度は
一歩後退しているとは考えられない。近代的に、
最も合理的にできているものが共済制度だと私は

思ひます。それには条件がない。まあ共済組合のほう
も条件といへば条件がないでもない。奥さんより
も御主人の収入が多い場合にはそうじゃない、こ
ういうことなんですね。だけれども、御主人が不
具廃疾であるうがなかるうがそんなことは關係
ないじゃないか。公務員で長年つとめたならば扶
助料として行くんだ。ところが、恩給のほうは不
具廃疾でなければならぬ。そこに差別があるのだ
すね。それはいかなる根拠でやりになつたか。
これはおれがつくつたんじゃないとあなた方おつ
しやるかもしれないけれども、その点についてお
答え願ひたいと思ひます。

○山中國務大臣 確かに、今日の共済の実態から
見ますと、恩給の場合だけ不具廃疾の条件によつ
て、若干条件を緩和したといへども、それが一律
になされてないというところは、事実においてその
とおりだと思ひます。ただ、夫が健在であつて、
そしていまの共済の概念と同じような概念を恩給
法にもさかのぼつて適用できるかどうか。この点
は、私は先生の御意見というものは、そういう御
意見があつてしかるべきだと思ひます。しかるべ
きだと思ひますが、過去において妻が公務員であ
つた場合の死亡に伴う遺族たるべき夫の支給条
件について、やはり不具廃疾という、いわゆるそ
の当時の恩給法時代の日本の大體の家庭の所得の
概念と申しますか、夫がかせいで妻が家庭を守る
という概念からして、妻が働いてた、そしてそ
れが公務員であつて死亡に伴う恩給がもらえる、
その場合に、夫がどんなに元氣であつて収入があ
つてももらえないんだという概念に恩給法の時代
にはなつていなかったのだらうと思ひます。そ
こで、今回は審議会答申の御意向も受けて、若干
の条件の緩和もいたしておりますが、純粹に議論
をいたします場合には、先生のような議論が成り
立ち得ると私も思ひます。しかし恩給

というものは新しい事態が次々と発生をするわけ
ではなく、すでに恩給を受けておる人々に対し
て、なるべく公正妥当、公平なる客觀的に納得で
きる――支払う者は国民でありますから、国民が
国家、公務のために長いこと働いてくれた人々に
対する感謝として許される範囲という、範囲の一
ぱい一ぱいで、現在まで各種の手直しをいたして
まいつておるわけでございます。したがって先生
の発言に、それは反対であるというような意見を
私は別段持つておるわけではありませんが、旧恩
給法体系の概念というものの成り立ちから考へ
て、一挙にその問題まで、恩給法にさかのぼると
いうことはなかなか困難である。審議会答申をは
ずれたことにもなりますし、そういう点において
そのまますぐに問題があるから、元氣であつても
やるのだというふうなふうには恩給法としてはな
かなかいけない筋合いが、法そのもののためたま
えとしてあるのではないかという気がいたします。

○鬼木委員 それは、昔の恩給法については是正す
べきものを、だんだんやつていくのだ、恩給審議
会あたりから出たことによつてそれを直してい
く。これはいま長官のおっしゃるとおりであつ
て、昔の恩給法が今日のわれわれの生活の実態に
合わない、そういうことを是正しておるのであつ
て、その当時はその当時として、いま長官のおつ
しやつたようなことが考えられると思ひます。す
よ。日本の家族制度というふうな点から考へて
も、それはおっしゃるとおりだと思ひます。しかし今
日、その恩給法というふうなものを非常に合理的
に近代化されたのが共済組合なんですから、いま
までどおりの恩給法の適用で満足であれば、改悪
の共済組合に賛成するわけがないでしよう。改悪
でなくして、皆さんが望んでおるとおりで、これ
も全部満足をしていらつしやるかどうかそれはわ
かりませんが、いづれにしても皆さんが非

常に喜んでおられるような方向にこれは変わったのだと私は解釈するので。ですから昔ころであつたからということは長官がおっしゃらなかつた。だから恩給法の改正で改正していくのだから、たとえ夫が健在であつても、妻の収入によつて家庭の生計を大きく保つておるといふような家庭がたふさんあるわけなんですよ。でございすから、そういうような場合に、妻がなくなつたという場合に不具廃疾でなければならぬ、元氣であればやらないといふことは、いささかそこに私は納得がいかないと、こつちのうです。今日、男女同権、民主主義ですよ。公務員にも何も差別はつてないわけなんですよ。それを古い概念において男女に差別をつけようとするようなのがややともすればあるから問題なんです。だから問題になつておる。ですからそれはいま長官がおっしゃるように、いま直ちにそれをどうするといふことは自分としても言い切れない。それはそのとおりでしょう。何でも問題になつて、それがそのまゝ右から左に即決できればこれは問題がないですけれども、これは一考も二考も要することだと思ふのです。今日そういう声がたくさんあがつておるのです。私もがこうして皆さん方にお話し申し上げることは、単に私個人の考えで申し上げておるのではない。いまの長官のお話では、ちよつと私は耳はよくとばがあるんだな、これは国民の税金だからというの。それは国民の税金であることはわかつていますよ、どれでも全部そうなんです。しかし国民がそういうことを要望していらつしやるから私は申し上げておるのであつて、だれもこんなことを言わないことを私言うわけがない。だから、君の言うことに反対の立場はとらぬけれども、君の言うこともよくわかるが、いますぐにとつていふことはできない、これは将来大いに検討しよう、大いに考えようとおっしゃればわかりますけれども、これは昔の恩給法でまゐつておるんだからどうだか国民の税金だから簡単にいかぬとか、そういうことは私は長官の答弁としては受けとめられない。たい

へん賢明な長官の答弁としては私いささか不満です。きょうはそこにおすわりになつてだいたいお疲れぎみであるかもしれないが、もう一度長官のお話を承りたい。

○平川政府委員 それでは私から制度的なことを兼ねて御説明申し上げたいと思ひます。

恩給法が大正十二年にできましたときに、七十四条に夫につきましては不具廃疾にして生活資料を得る道がない者につきましては扶助料を給する、こつちの規定がありまして、現在まで変わつてきておりません。それは実は御承知のように、恩給法は先ほど申し上げましたように既裁定恩給がほとんどでございまして、新たに権利を取得するといふ人は傷病恩給の一部を除きましてはほとんどないといふことでございす。そういう意味も兼ねまして、実は恩給法と共済制度との相違といふものはいろいろいわれております。内容的に検討いたしましていろいろ相違点がございす、基本的なことはやめまして、この問題につきまして先生が御指摘になりましたようなことを若干申し上げますと、確かに共済におきましては妻と夫は同じ条件でございすが、片方におきまして、先ほど先生も御指摘になりましたように、やはり共済制度は収入の面が一つの制約になつておるんです。ところが恩給におきましては、普通恩給以外につきましては停止制度といふものはない。こつちのことで一長一短と申しますか、そういう言い方が適當かどうかわかりませんが、制度それそれの特色は違つておるわけでございます。

して、たとえは教職員等におきまして妻がなくなつたような場合におきまして、夫が不具廃疾である、七項症以上程度の傷病をいふすけれども、そういう人につきましては、やはり何らかの相当程度の打撃を受ける、そういう人につきましては配慮をするのが適當であらうといふのが審議会の答申でもあり、われわれの考え方でありす。

以上経過を御説明した次第でございます。

○鬼木委員 あなたの御説明で大体わかりましたけれども、しかしこれは非常な矛盾があるんです。恩給を取つておる方はこれは適用されない。ところが共済組合に入つていけば、将来は御主人が収入が少なければ、たとえ元氣であつても収入が少なかつた場合には扶助料は受ける。ところが恩給のほうだつたらそれはいかに。これは大きな矛盾があるんです。両方にまたがった人は非常に氣の毒になるんです。恩給から共済組合に移つた人は非常にいいけれども、そのまゝの人は非常に損といふことになる。そういう矛盾が出てくるんです。これは恩給から共済組合に移つた人についていく人はたくさんおられますから。そういう人は非常な恩恵に浴する。あるいは奥さんがまだ健在で公務員をしておる、御主人のほうで早く何らかの關係でやめた、いままでやつておつたがやめて収入がもうずっと少なくなつてしまつたといふような場合だつたら、共済組合でやつたら、もらへるのですね。恩給のほうでやつたら、ぐあいが悪くなければ、廃疾でなければもらへない。こつちのことになるのです。そのところで共済組合が、そういうふうな非常に民主的に合理的に変えたといふ根本精神は、やはりあつたの生計といふことに非常に重きを置いたのだと思ふ。しかも恩給法にもはつきり載つておるでしよう。恩給法にもはつきり精神が載つておるのです。「公務員及其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ権利ヲ有ス」、恩給を受ける権利があるわけんだから、当然扶助料をもらへる権利があるわけですよ。扶助料といふものは、恩給があるか

ら、恩給に対して扶助料といふものが生まれるのですから、恩給といふ前提がなくて扶助料といふものがばつと生まれてくるわけがない。そうでしょう。だつたら恩給をもらへるこつちの権利があるのだから、当然扶助料は行くべきじゃないのですか。そこを合理的に共済組合のほうでは、夫の収入がずっと多ければそれはそれでいいけれども、収入が少なかつた場合はと、こつちのうです。まあ共済組合のほうは、たとえ元氣であらうが不具廃疾であらうが、それは關係ない。そういうところをもう少しお考えいただかないと困ると思ふのです。恩給審議会のほうから答申云々といふことを言われましたけれども、恩給審議会の答申がどうであらうが、それはむしろ尊重しなければならぬことは当然です。だからその審議会がやつてはならないといふこともあなた方はやつておられるのです。それはまたあとでお聞きしますけれども、好ましくないといふことをあなたたちはやつておられるんだから、それはどのようにお考えになりますか。

○平川政府委員 実は先生御指摘になりましたように、昭和三十四年、国家公務員につきましては恩給制度から共済組合に移行したわけでありす。その場合に前提をいたしまして、すでに公務員であつた者の権利をそのまま共済としては保障するといふことになりました。したがひまして、共済制度をいまの時点で見ますと、三十四年以前から恩給公務員として在職していた者につきましては、いわば木に竹をついたといふような感じにもならないことはいわゆるであります。したがひまして、それぞれの既得権を保障するがゆゑに、若干時代をまたがりました、処遇において相異なるといふことはやむを得ないことと考へます。たとえ一例を申し上げますと、現在の共済制度によりますと、五十五歳にならなければ年金を給付されないといふことになつていますが、恩給期間を持つておる方につきましては五十歳でも恩給年金に相當する部分は給付されるというふうな形にな

ります。そういうぐあいに、これは一例を申し上げたわけですが、既得権を尊重するということが、給付制度そのものをそのまま持つてきたためにそういふことも十分考慮するわけであり、また、やはり社会保険制度の保険給付形式である共済組合制度と恩給制度というのは、やはり基本的な考え方におきましては明確な差がある、こう考えざるを得ませんし、そういう古い制度をそのままの形で持ってきた共済組合というものが、得たときましては、細部の点においてはいろいろ彼我、得失と申しますか、相違点がかなりあるというところは御理解いただきたいと思うのです。

○鬼木委員 それは共済組合と恩給法とが全面的に一緒だとは言いませんよ。同じだったら二つ

くる必要はないんだから、そんなことはもう当然わかり切ったことで、性格も違うことはわかっていますよ。それはわかってはいますけれども、女性であるがゆえに、なくなったら扶助料をやることに對して条件をつけるということに私は納得がいかないというところなんです。公務員として、三十年なり三十五年、三十五年を営々としてつとめたというのに、男子がつとめたのと何ら変わりはないじゃないですか。恩給を受ける当然の権利があるじゃないですか。恩給法第一条によつてそれが書いてあるんです。ところが、なくなつたらそれをやらない。そこにどうしても非常に合理性を欠いている。なぜそこに男女の差別をつけるか。これはひとつ十分検討していただきたいのです。寂として声がないがどういふわけですか。じゃあ長官……

○山中国務大臣 感情としては鬼木委員の言われるとおりであると思つて聞いておりますから、寂として声がない。しかし、この法の成立の過程、発足以来の沿革を振り返つてみて、ここでまた新たな資格を付与するといふ問題については、単に不具資格の条件を拡大するといふものと根本的に違ひますので、したがつて、それを、では、来年は考えましようというふうなふうに端的に申し上げるわけになかなかまいらないという点が存在

してゐるわけでございます。しかし、鬼木委員の言われる御意見というものは、言われる立場というものを越えて、これはやはりそうあつてもおかしくないではないか、差別しているのがおかしいではないかという、共済の現在の時点における制度を踏まえての御議論でありますから、それは寂として声がないのはほんとうであります。それは暴露論だとは言えないわけなんです。しかし、それを実行する場合においては、なかなかここに、古い法律であつた恩給法の制度の中で新しいものを付与される、権利を取得するといふ問題に過ぎないで、簡明直截に賛否を表明できないという立場にあるわけでございます。

○鬼木委員 長官にそういうふうなイエスノーがはつきり言えないと言われれば、あの方にはこれは何とも言われぬと思うのですが、それをここで無理やり言わせようと思つたて、それは時間の問題で、あと採決をせいでいる、こういうふうな状態で、まことに進退きまつてしまつたのだと思いますが、しかし、この点は来年はどうだこうだじゃなくして、はつきりいま私はここで皆さん方の言葉をとりつとめたいけれども、これはひとつ本気で検討、研究はしてみたいだと思つて思つて思つて、そういう点も約束はできませんか。

○山中国務大臣 これは大体数はそう多くはないと思ひますし、ことに、こういうケースの場合は、女の先生あたりのケースがわりと多いのではないかと思ひます。したがつて、この問題についてはその実態、それらについて調査をいたしましう。そしてこれについて、恩給法のたてまえからいって、はたして御意向どおりに沿ひ得るものであるかどうかも含めて検討していただきたいと思います。

○鬼木委員 そうした答えが出ればまことに私もいいと思ひます。次に、旧軍人等に対する一時恩給の支給についてでございます。これは旧軍人等に対する恩給処遇の改善といふことでは私もいろいろ問題が残されておると思ひ

のですが、ことに、この不合理、不均等という点では確かに問題があるように私は思われる。今回改正されるころの旧軍人等に対する一時恩給の支給の中で、これも私のところに陳情が来ておるわけですが、實在職年が三年以上七年以上となつておるわけですが、下士官については在職年一年以上の者またはその遺族に対して云々、ところが、その当時の、昭和二十八年の旧軍人恩給が、ちようど復活したときと思ひますが、一万円ベースといふことで計算し、また、扶助料なんかは支給するといふことになつておつたと思ひますが、ところが、私は、この資格を「下士官以上としての在職年が一年以上の者」、こうしてあるが、当時の下士官の問題ですが、終戦直前です

○平川政府委員 まず第一点の下士官としての在職年の問題でございますが、御指摘になつたのはおそろく、陸海軍において終戦當時任用のしかたが違ひ、そのことによる不公平がなかという御趣旨かと思ひますが、実はこの条件の中に、實在職年が三年以上であり七年以上であるといふ条件のほか、下士官としての在職が、これは加算を入れていいわけですが、一年以上な

ければならないということになります。そういうたしますと、ポツダムで下士官になつたといふような人は該当しない。したがつてその点における不公平は生じないといふことでございます。

それから、第二点の給与ベースの問題でございますが、実はこの法案におきまして、公職追放者に対する一時恩給をやはり支給することにしております。これはやはり三年以上七年以上の公職追放を受けた方の一時恩給の支給でございますが、これは明らかに恩給審議会の答申におきまして、追放解除時のベースで支給するといふことが書いてございます。そうしますと、このベースは昭和二十七年當時でございますから一万円ベースでございます。やはり軍人と文官との給与のバランスを考えますと、いわゆる軍人における給与可能な時期と申しますと、結局二十八年の一万円ベースといふことになりまして、そういうことから考へまして、一万円ベースで支給するといふのが恩給審議会の全体の考え方であるといふようにわれわれは考へておるわけでございます。そういう考へ方で処置させていただいたわけでございます。

○鬼木委員 いまあなたのおっしゃつたように、これは陸海軍は多少違つておつたかと思ひますけれども、資格者を下士官以上として、しかも下士官としての在職一年以上の者としておる。ところが、いま私が言ひましたように、いまあなたもちよつと答弁されたように、終戦當時とかあるいはその後におけるところの下士官への任官といふものは、全般的に非常にはなはだ異常であつた。だから、多量にできた。しかもこの加算されておつた加算の年数も除外されておつた。こういうことを考へたならば、一年以上の兵にも私は支給すべきだ、こう考へるのですよ。そろそろやつてしまつたんだから、ほとんど同じなんだから、そこにはつきりした区別はないんだから。ただ、そのときに、それになりそこなつた兵は非常に気の毒なんです。これはむしろ考へようによつては下士官も兵も同じであつて、考へ方によつては兵のほうに軍務に対しては非常にきびしい面が

私はあつたと思うのです。ですから、これらの点から考慮しても、兵も下士官と同じように支給すべきだ。また旧軍人及び遺家族等に対するその恩給処遇の問題が、先ほど私が言いましたように、戦後二十五年も経過した今日、旧文官等に比較して著しく差別扱いをされておる、私は非常に不公平だ、こう思うのです。これは今度の改善の措置として、実在職が三年以上七年未満の軍人に対する一時恩給、こうなっておりますが、これらの処遇の不均衡を私はぜひこの際は正してやりたい。そして、兵にも支給してもらいたい。このように考えるのですが、これはどういうふうな……いまの御答弁ではすこぶる簡単に、事務的で、もう少しはつきりわかるようにひとつ御説明願いたい。私が納得するように。納得できないのです、これは。

○平川政府委員 御承知のように戦前の恩給制度におきましては、下士官以上の軍人でなければ一時恩給が支給されなかったわけでございます。それがまず第一点でございます。なおかつ下士官として一年以上在職したことが条件になっております。今回措置いたそうとするものは、実在職が三年以上七年未満の下士官以上の軍人であつて、かつ下士官としての在職が一年以上でなければならぬ、こういう条件でございます。その実在職年としては三年以上七年未満の下士官ではございますけれども、下士官として在職する一年以上は加算を入れてもいいわけでございます。したがって、ポツダム五長といいますが、そういう下士官でございますが、幾ら加算を入れましたも一年以上の在職年にはならない。そういう意味におきまして、バランスを欠くということはないと考へます。

もう一つ、兵に対する問題でございますが、先ほど私が申し上げましたように、戦前におきましては、兵に対する一時恩給はなかったわけでございます。そういう戦前の制度になっております。○鬼木委員 下士官以上でなければ恩給の資格がない、そんなことはわかつてゐるから、それで私

はいまあ尋ねてゐるのです。これは文官だつて昔は判任官、それから高等官以上は委任官、勅任官、親任官であつたわけだ。判任官以上でなければ恩給はつかない。昔、雇員といつたのですが、雇員などというのはこれはつかない。ところが兵隊は下士官になれば判任官、少尉以上が高等官、高等官八等。そのくらいのことには私知つておるのですよ、あなたがもしやらなくても。かえつて私のほうが詳しいかも知れぬ。私はその当時高等官だつた。ですから、そんなことを聞いてゐるのじゃない。当時とは異なる下士官にどんしたから、兵とそこに差別はないじゃないかとそれをお尋ねしてゐるのです。長官が最初言われたこと、それをまねして、何とか何とか言つて、一つ覚えというが、そればかりあなた……そんなこと私は知り過ぎてゐます。そんなことを聞いてゐるのじゃないのだ。当時の情勢からして一円俵定棒給といふのはこれはおかしいじゃないか。それから、兵が下士官になるのは、その当時ぞろぞろ、ばたばたなつてしまつてゐるのだから、ならない兵との差別はほとんどなかったじゃないか。これはきよの、あの附帯決議にも載つてゐます。これは私が言つてゐると思つてゐることだ。「旧軍人に対する一時恩給の支給に關しては、引き続き実在職が三年以上七年未満の兵に對しても、前向きな検討を加へること。」と、私が考へることをもう先にやつてゐる。それをいま初めて聞いたような顔をしないで、もう少しはつきり答弁してください。

○平川政府委員 実は、先ほど先生が言われましたように、恩給法では、公務員には恩給を給するといふことでございますが、問題は給するしかたにつきまして人によつて若干条件を変えてゐるというところでございます。したがつて兵にも普通恩給が給されるわけでございます。戦前におきましては一時恩給は兵には給しなかつたといふことを私は申し上げただけなのでございます。さらに説明申し上げますと、実は恩給審議会の答申

におきましては、やはり下士官以上の軍人で三年以上七年以下の実在職年を持つ者について措置すべきであるといふことをいつております。現在昭和四十四年から三カ年計画で恩給審議会の答申を実行中でございますから、そういうことを申し上げただけでございます。

○鬼木委員 だから結論として、これは兵にまで支給するといふように大いに検討していただいで、実現方に対して努力していただくのですか。

○山田國務大臣 これはいづれ附帯決議で若干、全部の兵という意味ではありませんが、新しく第一、第二項に加ふるに第三項といふことで入るようでございますので、おそらく全会一致になると思ひますが、政府としてはそういう議院の決議については尊重の上検討しなければならぬと思つておりますから、鬼木委員にここで検討いたしますと言ひの附帯決議の際に言ひの同じでございますので、願わくは御進行を賜わらんことを願ひします。

○鬼木委員 いま長官のおっしゃるとおり全部の兵について言つてゐるのじゃないですか、三年以上七年、こういうことになつてゐるわけですから、その問題は大体わかりました。

では、その次にお尋ねをいたしたいことは、職務関連の罹傷病者に対する特別傷病恩給の支給といふことでございますが、旧軍人が本邦等においてその職務に關連して負傷しあるいは疾病にかかると、これがために死亡したといふような場合には特別扶助料として遺族に渡されておつたが、今回生存者にも支給する、こういう制度であるようにですが、増加恩給または傷病年金の七割五分相当の特例傷病恩給を支給する、こうありますが、これはどなたかお聞きになつたように私も記憶しておりますが、七割五分といふ算定基準ですね。どうしたことの根拠によつて七割五分と御決定になつたか、その点を明確にひとつ承りたいと思ひのですね。

○平川政府委員 ただいま先生が御指摘になりましたように、実は昭和三十一年に、内地等におきまして旧軍人が職務に關連して受傷、罹病した、その結果死亡した者に対しては、その遺族に公務扶助料の七割五分に当たる特別扶助料といふ、われわれ俗に特別扶助料といふものが、そういう年金を給してゐるわけであります。ところが御指摘のように、死亡者の遺族に対しては給しておつたわけでございますが、受傷、罹病して現在まで生存しておられる方には措置がされてゐなかつたわけでございまして、これは給与の公平上おもしろくないといふことで、公平をはかるために生存者に対しては給しようといふものでございまして、七割五分の根拠は、先ほど申し上げましたように遺族扶助料の場合は公務扶助料の七割五分を給してゐるということ、やはり職務関連の増加恩給ないしは傷病年金になりますから、それで本来の増加恩給及び傷病年金の七割五分をそれぞれ給しよう、こういうことでございます。

○鬼木委員 ところがここに本邦、それから朝鮮、台湾、満州とあるが、この点についてちょっと私意外に感ずるのですが、当時本邦と朝鮮あるいは台湾、満州といふものが何か変わりがあつたのですか。内地発病と同じでなければならぬはずでしようね。ところが「本邦、朝鮮、台湾及び満州等の地域における在職期間内において」と、これは内地発病と、内地とは書いてないですが、同じでなければならぬはず。当時は内地も外地も全部日本と解釈してゐたのじゃないかと思ひますが、だから内地発病と全部一律にすべきだ。それを七割五分。むしろこれは当然十割にすべきだ。朝鮮、台湾、満州は内地とどこに変わりがあるか。差別はないわけじゃないか。全部当時日本であるはずだ。どうですか、その点。

○平川政府委員 ちょっと詳しく御説明申し上げますと、この地域は、特別扶助料で、政令で指定されてゐるわけでありまして。内地それから台湾、朝鮮、樺太、満州等をいつておりますが、逆にいいますと、戦地以外の地域をこのように職務関連の遺族扶助料として三十一年に給したわけでござ

います。したがって、内地、朝鮮、台湾それから満州等は同一に取り扱っております。要するに、これは御承知のように大東亞戦争以降でございますから、昭和十六年十二月八日以降の受傷、罹病に限っておりますから、それ以外の、戦地以外の地域を包括的に指定したわけでございます。

○鬼木委員 だから私は七割五分ということにしては納得がいけないのです。当然十割にすべきだと思ふ。何もそれを変える必要はないと思うのです。そこをどうしてそういう差別をつけたか。七割五分としたその確な、明確な根拠ですね。いままでそういう点について論議はあつておつたかと思ふ。そういう点についてはもう少しはっきり納得のいくような説明はできませんか。

○平川政府委員 本来恩給法におきましては、公務扶助料あるいは増加恩給、傷病年金を給する場合におきましては、公務に起因し受傷、罹病するということを書いてございます。これは公務が受傷の原因である事実と現在の症状との間に社会通念上相当因果関係がなければならぬということになっております。したがって、本来の恩給法にはいゝゆる本来の公務の考え方がなかつたわけでございます。ところが昭和三十一年におきまして職務関連の遺族扶助料という制度をつくつたわけでございまして、これはいゝゆる本来公務ではなくて、職務に関連する受傷、罹病であるというやうなことで、実は七割五分を給するといふ一つの政策を打ち立てたわけであります。今回はそれに対する、生存者に対する処遇ということになるわけでございます。

○鬼木委員 いや、事実に受けておるところの非常な精神的、あるいは身体的、心身ともに非常な苦痛を感じて、さらに通常社会生活といふ社会的活動といふかそういう面においても稼働能力の非常な減退ということを考慮したならば、何も私は傷病者と遺族との間に処遇を異にする理由はないと思ふのです。当然現に受けておるところの傷病者を十分に優遇すべきである、

この点からも私はあくまでも十割支給ということが妥当だ。何がゆゑに七割五分というそういうことでやつたのか。どうしても的確な本質的な理由が私にはわからないんです、どうもあなたの説明では、単なるこれは経過やいさつだけであつて、こういうことを決定された根本精神がわからない。それをもう一度ひとつ。

○平川政府委員 この職務関連の受傷あるいは罹病でございますが、本来の恩給、少なくとも昭和三十一年以前の恩給制度におきましては、公務扶助料あるいは増加恩給、傷病年金を給されなかつたものでございます。したがって、恩給法の処遇の中に入つてこない部類に属する傷病疾病でございます。それをわれわれといたしましては遺族の実態等を考へまして、昭和三十一年には職務関連という新しい考え方を打ち出して、しかし給与上におきましてはやはり本来公務と区別するのが適当であらうということで、七割五分という制度を打ち出したわけでございます。そういうことでございまして、本来ならば恩給のワケに入つてこなかつたであらうと思はれる傷病疾病につきましてのいわば特例的な一つの優遇方法であるといふように考へていたのだと思ひます。

○鬼木委員 では、いまあなたの説明では、いままで何らこれに対しては措置がなかつた、しかしながらそういう人々たちを今度新たにこういふことをするから、だから七割五分ぐらいでよろうといふやうな、ばく然とした根拠のもとにやられた、かように解釈してよいのでございませぬ。

○平川政府委員 先ほど申し上げましたように、昭和三十一年の特例扶助料の額が本来公務の公務扶助料の七割五分になつております。そういうことで、それとバランスをとる上におきまして、生存者と傷病者につきましてもやはり七割五分を支給することが適当であらうという考へに立つておるものでございませぬ。

○鬼木委員 ようやく数的に多少初めてわかりました、これは将来また出しますから、何回でも

出しますから、きようは時間の関係でこういう事情を追及しても労してあまり効果がないかもしれぬから、これはまた次回には必ず私は十分ひとつ検討してもらいたい。

次に、この恩給外所得による普通恩給の停止基準の緩和、こういうことです。これは六十三国会であつたかと思ひますが、長官にもお尋ねしていただいて、この御答弁にたいしては、昭和八年当時の制度は、答申にもあるやうですが、昭和八年当時における異常な緊縮財政の要請により、恩給費節減の一方として特に設けられたものであるといふことを、長官もおっしゃつたし私もその被害を受けた一人である。私は濱口内閣の緊縮財政で当時月給を下げられたんだから。そこでこの答申にも「昭和八年当時における異常な緊縮財政の要請により、恩給費節減の一方として特に設けられたものであり、年金制度本来のあり方から見れば異例の措置ともいへば、現に被用者年金でこのやうな制度をとっているものはない。また、今日ではこの制度を存置しなくとも税法上の措置によつて恩給目的を達し得るものである」とも、この裁定に要する事務手続はすこぶる煩雑であり、行政事務の能率化の観点からもこれを存置する必要性はなほ不足しい」とこのように答申があるんですよ。まことに答申はあざやかなみごとなものである。これは恩給外所得による普通恩給の停止ということはまさに異例の措置であつて、この審議会の答申を見てもこれは一日も早く撤廃すべきである。――長官に聞いて見せてあげなさい。そのために横にあるんでしょ。だからもう恩給審議の答申でもはっきり言つてあるんですよ。今日この制度を存置しなくとも税法上の措置によつて目的を達してゐるではないか、それを何がいふにいつまでもいつまでも、しかもこの裁定に要するところの事務が非常に煩瑣である。これは行政簡素化といふ点からも十分再三考へべきことなんですね。行政事務の能率化といふ点からもこれは当然考へなければならぬ。それを

出しますから、きようは時間の関係でこういう事情を追及しても労してあまり効果がないかもしれぬから、これはまた次回には必ず私は十分ひとつ検討してもらいたい。

く。だから今度少し緩和するようにしたんだ。そういう毎年毎半年歩のごとく、前進は前進かもしれないけれども、そういうびじりう的態度では、これは国民は承知できませんよ。長官もこの前おっしゃつてゐるんですよ。だから私もここへ議事録を持ってきたんですよ。これは私もこの前に御質問したんです。長官は「基本的な問題としては、私の在任中に片づけることはあるいは困難かと思ひますが、――非常に消極的な、これは。」「このやうな考へ方に近づける努力はしたいと考へます。」「日ごろの積極的な意志満々な山中長官としてはいかにもこれは消極的だ、お考え方が。これは恩給審議会にも言つてあるんだ、引き受けました、万難を排して私はこれは必ず解決いたします。こう言つてこそ山中長官の面目躍如たるものがある。その点いかがですか。」「山中長官大臣 これは答申のあとのほうも読んでからわねと困るのですね。」「したがつて、さしたつては少なくともその停止率を制度創設当時の率に改めるとも、その停止基準額についても、制度創設当時の額を基礎として今日の貨幣価値にしたがつて引き直すやう改めることが適當である。」「これは明快に答申が出してございまして、そののとりの改正内容を算化し、法律化して提案いたしてあるといふことでございませぬ。

○鬼木委員 たいへん長官うまいことをおっしゃるけれども、これは逆ですよ。答申は、はっきり本質的な問題はばつと前に打ち出して、これをいま直ちにばつとやれといつても、これは山中長官に特定したわけじゃないでしようけれども、まさかみんなやうやらぬだらうかと遠慮してこれは書いてゐるのですよ。それをいいことにして――私はここに全部赤まるをつけて書いてゐるのだから、最後まで読んでからわねと困ると言つて、読んでいますよ、私だって。そういう抜かしたことはいけませんよ。むしろあなたの方に仕事がいよいよ、これ言つてもとてもできぬだらうと……だからこれは審議会、非常に考へて答申を出してゐる。前もって本質的な、こゝろあるべき

だということばんと出しているのだ。もうそういう必要はない、これをとるべきところの理由は乏しいということをはっきり出している。だがしかしつてもいまでも山中長官が総務長官であるわけでもなからうから、山中長官ならざるけれども、かの者には無理かもしれませんが、これは言外にこいう考えを持ってあるのです。そんなことがわからなくて、まだ長官も若い。もう少し国民のほんとうの真意を把握しなければ、こいうことをおっしゃったんでは、。じゃ答申答申とおっしゃるけれども、答申でやっていけないということもあなた方はやっておられるのだから、それはまたあとで出てきますけれども、だからこいうことを私は責めているのじゃないけれども、これは当然あなた方考えらるべき問題なのです。どうですか、何か話がまとまったらひとつ。

○平川政府委員 われわれも先生の言われるとおり、恩給審議会の答申をよく検討しております。そこで実は経過をちょっと御説明申し上げますと、先生の言われたとおりでございますが、その後昭和十五年におきまして、実は最初二割だったものが昭和十五年に三割に強化された、それから昭和三十三年に五割まで強化されて現在に至っております。こいうふうな逐次強化されたような経過をたどっております。そういふことでございまして、実はやはり当初の二割までさしたあつてやるのが適当であるというので、われわれといたしましてはこの線に沿って措置したわけでございす。確かにその恩給審議会の答申に書いてございすように、他の年金等におきましては、こいう制度はないわけでございまして、いわば恩給法特有、これは昭和八年に初めてできた制度でございすけれども、現在まで約三十年以上経過しておる制度でございまして、それを八年当時にさかのぼって二割にしようということでございます。○鬼木委員 だから私が毎年毎年少しづつ少しづつ——あなたいま経過を申し上げますと言われた、それを私は知って申し上げているのです。そんな一年刻み二年刻みでわずかずつ、微温的なこ

とをやらないで、これこそ勇断をもってやるべきだということをお願いしてあげておる。長官のおっしゃるとおり、これはもうこいうふうな答申してありますけれども、私が申し上げましたように根本的な、本質的な原則論はびたつと出ているのだから、それを前提にお考えになるべきだということをお願いしてあげている。だから、いままであなた方が全然やっておられないということは言っていないのです。こいう消極的な微温的なことではない。審議会のほうも租税の措置によって財政的には何ら関係ないということを言っている。こいうことが出ているのだから、今日普通恩給を停止するところの理由はさぶる薄弱だ、乏しい。あとの問題はつけたらであつて、そのつけたりをわが意を得たりとこいうようなことで長官がだんびら振り回すようなことを言つても、そんなことは児戯にひとしい。どうですか、もう一度。

○山中中国務大臣 この精神は確かに先生のおっしゃる通りに、こいう昭和八年の緊縮財政で、本来権利として取得すべき恩給に対してまで節減の一方を加えたことについて批判をしておるわけですから、先生のおっしゃるところの精神をもって答申をしておると思ひます。しかしさしあたりはその当時の制度で戻らないと、それがさらに制限が加えられていることは問題だ、さしあたりはそこまで戻りなさいということをやっているわけでありす。また一方、その精神の一つにはその後のわが国の所得税制度というものが果進高率課税ということによって實際上もう果たされているのだから、現在においては昭和八年の考え方というものは本来の恩給法の精神にも反するし、実際上の所得に対する負担という意味においても、租税の上でその思想は今日成り立っているのだからこいうことが書いてございすから、精神はまさに先生のおっしゃるとおりだと思ひます。しかしながらここで、先生のおっしゃることとは大部分がごもっともな点でございすので、それを全部予算化を単年度にしてみろと言われても、これは容易なことではございせん。した

がって三カ年計画でもって答申項目の明確なものについて、その限度において八項目、八項目、十項目とこいうふうな、こしをもつて一応答申に関する限り明確なものは二十六項目について終わるという姿勢をとつておるわけでありすから、それらの御議論については決して論議されていることが空疎な議論にはならない。したがって私たちは、やはり過去の古い恩給法というものが残っていて、そのための受給者が年々減っていくことになつておりますけれども、存在してゐる以上はやはり現状から見てふさわしいもの、しかもまた恩給法の精神、制度に照らしても盛り込み得るものこいうものに対する議論あるいは検討、あるいはこれに対する見直しとこいうものは今後も行なつていかなければならぬ。しかしこしまでの三カ年計画といふものは、答申において明確にされた十六項目の完全なる遂行にあつたといふことでございまして、その意味では一応全体として、私どもの審議会の答申に対する予算上の約束ごとを果たしたといふ意味においては、予算を四十六年にわたつてさしあたりは当面の明確な問題について終つたといふことをいえるかと思ひわけでありす。その精神は先生のおっしゃることを否定するものではありません。

○鬼木委員 ここに私議事録を持ってきたいて、ずっと読もうと思つておりましたけれども、時間の関係でそれはやめますが、その点はひとつ将来もなお前向きで検討していただきたいと思ひます。そこで次にお尋ねしたいのは、これも前国会で長官にお尋ねをして御返答いただいたのですが、この実施時期の問題ですが、実施時期の変更についてはどうしてもお考え直すお気持ちはないのかどうか。山中長官は「これは四月一日が望ましいことは申すまでもありませんが」云々、そして「いまのところ十月とこいうことがむしろかえつて時宜に適しておるようによろこひ考へておる次第でございす」とこれは中は省略したのですが、この前こいうふうな答弁されたのですが、四月一日実施とい

うことはもう少し検討はされないのですか。これはもう十月が一番いいのだ、最高だといふふうにお考えであるのか。気持ちとしては四月一日が望ましい、こいうあなたはおっしゃつてゐるんだが、こいう点については事務当局あたりに検討なんかさせられませんでしたのか、それとも全然何も考えておられぬのか。その点ちょっと。

○山中中国務大臣 国会における御意見でございすから当然検討を命じました。これについては事務的にたいへんな数の受給者の証書の書きかえその他の作業等も要りますし、その前提には予算できめたものについて改正法を国会に提出をして、それをきめてもらわなければならぬわけでありす。したがつて、こうして議論している現在ももう五月でございすし、国会の意思が最終的に決定いたしましたあと作業を開始いたしますので、どうしても十月実施でそれが通年化されていくといふことしか事務的に手段がとりようがないといふことでございまして、やはり恒例に従うのはやむを得ないであらうと私も考えまして、今回も十月実施といふ年額改定を行なつたわけでございす。

○鬼木委員 予算の操作の上から四月にさかのぼることはなかなかやりにくいといふような御意見は、私も多少わからぬこともない。しかしこれとでも解決の方法はあると思ひますが、事務処理のために非常に数多い困難だといふことは私はちよつと納得できない。国民優先であるのか事務が優先であるのか。大衆はみな一日も早くこいう気持ちで待望しておる、待ちあぐんでおる。それなのに事務の複雑のためにできないといふことは、ちよつと通りにくいんじゃないかと私は思ひます。国民の要望しておるところの恩給を支給していくその事務処理をやるのが恩給局であつて、極論すれば、その国民の要望にこたへ得ないといふそんな恩給局などは要りませんよ。当然国民の望んでおるがごとく、希望どおりに万難を排してやるべきが官庁ではないか、政府ではないか。長官のおっしゃることもよくわかります。それはよ

○山中國務大臣　これは、私が検討を命じたこと
がありますかという質問に対して、検討を命じ、
私のところの下僚の責任者の諸君が実情をいろい
ろと私に説明をいたしまして、そして最終的には
私自身が、やはり四月実施は困難であるな、今日
までもずっと十月実施でできているし、十月実施で
予算を要求するしかあるまいという判断をしたのも
でございますから、事務当局が事務手続でとても
間に合いませんからとかなんとかという理由だけ
で、たとえ六カ月でも受給者の権利というものを
制限しようというような気持ちは、私も毛頭持つ
ておらないわけでございます。

○鬼木委員 だからそれは、そういうことの検討を下僚に命じられたことがあるかという私の質問に対する率直な御答弁であつた、さように私も了解しますが、しかしもし恩給局のほうからそういうお答えがあつたとするならば、長官としては、あ、そうかと言われるのは私はちよつとおかしいと思うのです。だつたら長官はそれができるように、可能であるように機構を変え、組織を変えて、人員でもふやすとかいうことができるようになることが長官のお仕事だと私は思うのですよね。とても仕事が忙しくてできませんよ、あ、そうかじゃ、これは長官のお考えはちよつとどうかかと私は思うのです。だから私が申し上げたいことは、大臣のお立場としたら、じゃそういう煩瑣な事務処理ということはどういうふうにすればでき

○山中國務大臣　もちろん、私は役人ではございませんから、当然政治家としてそういう角度から検討をさせたわけであります。しかしながら一方、国会において予算措置は一応したとしましても、形式上じゃなくて実質的に国会においてその法律案が審議され、通過決定されて最終的に法律というものになりませんと支給はできないわけでありますし、それによって定まったものについて、三百万名に達する受給者の証書を書きかえて、それによつて交付をするわけでございますから、単に事務当局を脅励して四月以前に全部証書を書きかえておくというようなことをかりに逆に行なつたとしても、これは国会の審議権をどうしてく

れる、まだ審議しておらぬということに、逆に言
えばつながらるわけでございますからやはり国会審議
というものをきちんと終えた後にしなければなら
ぬと思います。一方、人事院勧告等はさかのぼつ
て五月からやっているではないかというような御
意見もあるかもしれませんが、これは何も一人一
人の証書を書きかえて交付をするというものでは
ありませんで、その勧告を受けた予算を支給する
ための法律を国会に提出して、それが通過したな
らばその繰り上げ支給が行なえるというケースで
ございますから、やはり恩給の場合には特殊な交
付の形式という形を踏まなければなりません。その
ためには国会の意思の確定を待たなければならな
い。これはやはり尊重すべき前提であると思いま
すので、私の判断が加わってさようにしておるわ

○鬼木委員　いま大臣の御答弁によつて、これは私もたいへんむずかしい問題だと思つたのです、實際の話が。しかしこれはときに触れおりに触れてひとつ十分御検討願ひまいしょう、その程度でとめておきます。

次に元満州拓植公社員であつた公務員等に對する恩給法等の特例制度のことでございますが、そういう請願がどんどん来ておりますが、本件に關しまして前々から大出議員さんも去る六十三国会でも取り上げておられるのです。ところが旧滿鉄外八時特殊法人の職員であつた者にはその特例を適用する道が開かれておる。これはたしか四十三国会だつたと思います。これは勤務を、當分の政治情勢から考えまして實質的には日本政府に於ける勤務の延長とみなして特例措置が講じられた。処遇の公平を期したまことにこれはけっこうな、時宜を得たものだと思ひます。ところが滿州拓植公社は除外してある。日滿兩國政府間の条約に基つて設立された滿拓であります。滿鉄とはほとんど同性格のものである。ところがいまだにその在職期間を恩給法等の在職期間に遡算するといふ措置の對象外になつてゐる。これは旧滿鉄時

○平川政府委員　満鉄、満州電電等につきましては恩給通算の措置を講じましたときには、内地におきましてやはり満鉄それから電電、専売等の公社につきましては恩給制度そのものが全面的に適用になっておつたという経過をそのまま満州国のその三公社等に適用したわけでございます。したがいまして、実は満州拓殖公社等におきましては、これらの三公社と性格が違うわけでございまして、たとえば全く同種と思われる北海道拓殖公社等につきましては内地等におきましては通算の措置が講ぜられておりません。そういうことで実は恩給審議会の答申も現在以上の公社あるいは機関に新たに通算措置を講ずることは適當でないという趣旨も現在の段階においては出ております。そういう趣旨を体しまして、実は三公社等に限定して内地とやはりバランスをとる、そういうことで通算措置を講じてまいつたようなわけでござい

あります。これは現在までの経過を申し上げたわけであつた。

○鬼木委員　あなた、そういう答弁をされるから、こんがらかつてしまひます。それは話が違ひ。簡単に、はいそうですかというわけにはいかぬ。何ほ時間が来てもそういうわけにはいかぬ。恩給審議会の答申には、満鉄社員に対する恩給に關する問題——いまごろそんなものを出して読むより、じゃ話になりませんよ。公務員としての経歴を有しない満鉄社員に対し恩給を給するかどうかの問題、その問題に対して審議會は「恩給制度は、公務員を対象とした年金制度であり、公務員の経歴を有しない者に恩給法を適用することは、この制度の趣旨に合致しない。よつて、長期間満鉄社員として勤務した者であつても、これに恩給を給す

○鬼木委員 いや、わかりました。それは満鉄社員であつても、先ほど言われたように、公務員でなかつた、ただそれだけで終つたというふうな人には適當でないということであると思ひます。しかしながら、公務員であつて、そしてまた満鉄社員であつたという人には通算されておりますから、だから拓殖の職員にもなぜやらないか。同じ特殊法人じゃないか。特殊法人という性格には変わりはない。内容においては変わりはない。その点です。

○平川政府委員 確かに満州拓殖公社も特殊法人ではございます。しかしながら、特殊法人として通算する部類に入るかどうかの判断は、先ほどから再々申し上げておりますように、内地におきまして同種の通算されておるものに限つたわけでございます。参考までに申し上げますと、先生の御指摘になりました特殊法人は、実は康徳六年の監察令に満州国政府が監察できる特殊法人として六十六あげております。そういう中に満州拓殖公社がございまして、おそらく満州のような新しい開拓地におきましては、かなり数多くの特殊法人をつつたというところは想像にかたくないところでございます。したがって、特殊法人といひましても、事業内容等においてもあるいは異なるかもしれない、あるいは同一であつたかも知れません。しかしながら、私が申し上げましたのは、内地等におきまして恩給公務員の期間があつて、通算されておる法人というものを、そういうものについてのみ満州における法人について認めたというのを申し上げたわけでございまして、そのように御了承願ひたいと思ひます。

○鬼木委員 いや、あなたのおっしゃるのはい昔のことであつて、それは昔公務員と同じように恩給制度を適用しておつたからである、こうあなたのおっしゃつておられるのでしよう。しかし、それは現時点においては同じ特殊法人だつたら、むしろそれは押し通つたのだから、だから、拓殖は満鉄や電々と同じ内容を持つた同じ性格なものであるから、特殊法人であるから、これを追加すべ

きだ、このように考へていくのが恩給法の改正であり、恩給法を合理化していくことじゃないですか。昔がこうだからどうだこうだ、それじゃ恩給法の改善、近代化、合理化ということでは、いつまでたつてでできないじゃないですか。だから私の言うことに對して、ただあんなことだ言わずに……じゃ、この問題について、全然検討する考へもなければ、何とか努力しますというふうな気持ちがないのですか。それがなければ、きょうは法案を採決できませんよ、ほんとうに。もう一度やり直した。

○山中国務大臣 採決される、されないは、委員会の御意思でございますから、そのことには私は意見はありませんが、附帯決議の案が、まだ上程はされておられません、一応手元にあります。その中に、ただいま問題になつてゐる点が「満州拓殖公社等」ということではつきり出ていて、おそらく野党一致の可決がされるものでありましよう。それに対しては、院の御意思に對して政府はそれを無視することはできませんので、政府の見解は、その際に當然予想されるような答弁をいたす予定でございますが、ただ、ここで附帯決議にあることを、先ほども三年以上七年未満の兵の問題で先生はお詰めたわけでございますが、附帯決議に入つてゐるならば、大体こちらでををさめて、そして今後附帯決議について政府がどういう姿勢をとるかということでおやり願ひたいと思ひます。

○鬼木委員 これは大体前後して、附帯決議のほうから早く出ているから、いささか勇み足のきらいがないでもないのですけれども、われわれこれは与野党一致した超党派の意見ですから、これを十分ひとつ検討してもらはないと……ただ、あんなことだと言つて弁解ばかりしておつては困るんですよ、實際問題として。

○大出委員 関連して、いまの満拓その他六十ばかりあるわけでありまして、この席においてになる方では関係の機関においてになつた方まであるわけでありまして、これはいま鬼木さ

んからお話がございまして、私も何回か取り上げてまいりまして、また資料等の提出要求もいたしましたし、また出していただいたことが、人員その他もできるだけ調べてみてゐるわけですが、ただ一つ問題は、審議会答申の中で私どもが考へてゐる方向になつてゐない面がございまして、そこで先般私が山中総務長官に何がしかの質問を申し上げたときに、今回出てゐる法案というのは、審議会答申の懸案として残つてゐるものを十ばかりこれは最終整理をする法案である、だから、この際ひとつこの法案を上げて、審議会答申に基づくもの——もちろん、これは制度が残つております、大きくは、しかし懸案事項というものは一応ここで決着をつけたい、つまり審議会がものを言つたことについての整理は、ここで全部終わつたという形をまずここでとりたい、そして新たな問題というところで——なぜならば恩給というものは、三十幾つもの、議員立法までここにはあるわけでありまして、ある意味での過去の戦後処理式なものであります。そういう意味で審議会答申の整理は全部したが、なおかつまだ矛盾があるということになれば、これは新たな問題として満拓の問題なども、そのケースに入るわけですから、そういう角度でとらえてひとつ検討しようじゃないか、実はこの間こういうやりとりになつて、総務長官からは、最終的にひとつ審議会答申の整理は全部した、その上立つて新たに問題を検討しよう、こういう前向きな答弁さえも出てきてゐるわけでありまして、いまのやりとりを聞いておられますと、それが後退したままで締めくくりになつて、私が前に質問してありますだけに、これは立場上困るわけでありまして、先そのところをひとつ御勘案いただきまして、先般私にお答えをいただいた御答弁を下回らないように、再度御答弁をいただいております。それで、ないとの間のせつかくの答弁があと戻りしたのでは困る、こういうふうに思ひますので、関連質問させていただきます。

○山中国務大臣 なるほど満拓に關係した御質問であつたことはそのとおりであります。私は、恩給審議会の二十六項目に一応振り分けられる答申を完全に今回の予算で終わりました。したがって、諸種の問題点等についてなおまだ議論が残つておるところがありますが、これらは今後の問題として検討したい、という意味の答弁をしましたので、満拓だけを検討するといつてゐる意味ではありまけんから、そういう意味においては答弁は決して後退はいたしてありませんし、また本日は附帯決議がつくという見込みのことでございますから、決して意見の後退というものがあつたわけではないといふことを申し上げておきます。

○大出委員 私も確かに御指摘のようになつた質問したわけじゃない。満拓の問題も大きく取り上げた形になつておられますが、含む、つまり数々の問題を審議会答申の決着をつけた、さてその先の問題ということではとらえてひとつ検討していこうじゃないか、こうなつておるわけでありまして、それが後退をしてゐないといふのの御答弁ですから、その点は後退してゐない。満拓は含めとおっしゃられると困るのですが、そうではないといふことでありますから、ただし満拓だけじゃない、いろいろな問題があるといふワクでこの間お答えをいただいたことが後退ではない、この一点だけ明確にしておいていただければ、私は納得できるのです。

○山中国務大臣 そのとおりでございます。

○鬼木委員 それで、いまの満拓の問題は一応それでいいと思ひます。

それで、いま大出先生が言われたことを私は最後に長官にお尋ねするつもりであつたのですが、いま大出先生が言われたように、四十三年の恩給審議会の答申を基準として四十四年、五年、六年と恩給法の改正が順次行なわれてきた。大体今回の整理で一応終わる。でございますが、将来の恩給のあり方ということに對しては、なおあるいは方向というように對しては、なお検討を加えるものがたくさんあるから、前向きにやると、長官がおっしゃつた、大臣が

おっしゃった。そこで満拓を含むことは当然でございしますが、ほかにまだたくさん問題があるので。

特に私が取り上げて申し上げたいことは、老人の恩給でございますが、改正すべき点がまだたくさんあると思うのです。一応これで整理がつきましたけれども、今後恩給受給者は数においては漸次減っていくと思いますけれども、私は恩給受給者の老齢化というところが大きい問題になると思うのです。だんだん生活能力も、減退する、かてて加えて物価は上昇していく、こういうことになりましたと、その点において大臣に考えていただかなければならぬことは、若年の場合は恩給を停止してある、そうでしょう。若年の場合は恩給停止という法を適用してある。おまえたちは若いから恩給はまだやらないんだ、そういうことをして、恩給法の第一条には、先ほど私読みましたように、当然の恩給を受給する権利があるにもかかわらず、若いがゆえに若年停止ということになってある。ところが今度は年をとるという何にもそれに對して恩恵がない。若いときにはストップしてがまんしろ、おまえたちは母かで働け、こうしたことやっておいて、今度は年をとって生活能力も減退してくる、非常に老後の生活は困るという者に對しては、何ら国はこれに對しての政策がない。これは私は非常に矛盾だと思う。これはおそそ民主主義に反してゐる。一方的な封建的なやり方だと思ふ。これはいま大出先生が言われたように、たくさんさんの問題があるから、そういう問題を全部含んで将来はなお検討する、こう言われましたが、その点について長官はどのようにお考えになりますか。

○平川政府委員 實は老齡者の問題でございますが、現在恩給がとっておる老齡者の優遇措置につきましてはいろいろございます。一、三例をあげますと、最低保障につきましては、老齡者につきましては九万六千円の最低保障を十二万に引き上げております。それから加算恩給受給者につきましては加算減算徹底という制度をとっております。

ただし仮定俸給におきまして老人優遇対策を実は昭和四十三年まではとっておたわけでございますが、恩給審議会の答申によりますと、年齢別によつて仮定俸給を異にするということとは恩給制度と矛盾するという答申をいただきましたので、現在といたしましては本来の形である、年齢にかかわらずすべて仮定俸給は階級によつて一本であるという形になっております。しかしながらいま申し上げましたように、他方恩給審議会の答申におきましては、高齢者のみならず遺族、傷病者等につきまして従来先ほど申し上げましたようないろいろな措置を講じられております。そういう処置を講じていくということはやはり適當な措置だということをうたつております。そういう趣旨を体しましてわれわれといたしましてもいろいろ処置してまいらなければならぬとは考えております。

○鬼木委員 措置をしていかなければならないと思ふのじゃなくって、措置をしなければ困る、若年停止をしているのですからね。そういう一方的なことは、昔はそれでよかつたかもしれぬけれども、今日は承知できませんよ。そんな國が一方的に、しかも封建的な、非民主的な、若いがゆゑに当然の権利は停止する、年をとつたらそれに對しての恩恵はない、加算も加給もない。そういうむちやなことは恩給法の最もよろしくない点。おむちやなことは國の宝だ。しかも佐藤内閣は人間尊重で人間を大事にしなければならぬ……年をとつた者は大事にしなくてもいいというようなことでとんでもない。斷じてこれは許されなです。これは十分検討してください。長官、いかがですか。

○山中國務大臣　制度についてはただいま申し上げたとおりでありますが、私は恩給と社会保障とはやはり違うと思います。恩給をもらう人たちは誇りをもち、権利をもってそれを要求しておるものであり、国は義務をもってそれにこたえているものである。社会保障制度と混淆すべきものではないと思います。したがって、老人だから自動的

に恩給も社会保障的な概念から特別な措置をすべきであるという基本的な思想は持っておりませんが、しかし現実において恩給受給者というものが老齢化していく一方であり、さらに減っていく一方であるという現実の事態を考えた場合に、そこに政治として理論は理論、たてまえばたてまえ、そうして現実の問題は現実として配慮しなければならぬ点があるという点については私も否定するものではありません。

○鬼木委員 恩給が社会保障制度でないということは、それは不肖なりといえども私はわかつております。これは老人福祉法もあるのでから、老人年金もあるから。しかし私が言っておるのは、若年であるがゆえに停止しておいて、今度老人に對しては何にもないじゃないか、そういう一方的な、当然の権利を一方的に押えていくというようなことは、およそ民主社会においては逆行することではないか。その点においてはやはり社会保障で保障はしてありましようけれども、年寄りは大に事にする、若いときは若いのがゆえにがまんせよと言つてあるのだ、その点を私は申し上げておる。

その点は長官も私の気持ちを大体わかつていただいておると思うのですが、社会保障云々ということとは、長官、私はそれくらいのこととは知っております。これは先ほど言われたように、その点におさましてまだいろいろの問題がたくさんございいますので、これは将来前向きに検討するということ長官のおことばを私も了解いたします。長官、えらいさげんの悪い顔をしておりますが、私はあなたに文句ばかり言っているんじゃないんだ。まあ最後はあなたが笑ったからこれでやめましょう。じゃこれで私の質問を終わります。

○天野委員長 受田新吉君。

○受田委員 それじゃ短時間にやります。結論の
出るような質問を二つ申し上げたいと思います。
先般の委員会における質問にちよつと残つた大
事な問題でございますが、公務の扶助料の中で、
旧軍人、つまり英霊の遺族に対する公務扶助料の
支給について、多年の私の持論があるわけです。

長官、これは初めて御披露申し上げますが、靖国の神となられた英霊に対する法案の御提出もいまだあるわけでございますが、それに当然関連する問題だ、こう思います。それは、英霊となられた方の御遺族に対する公務扶助料に、依然として兵の階級、下士官の階級、準士官の階級というものが残っております。神となられた英霊の差はないわけです。神としては同等である。ところが遺族に支給する扶助料は、将校、準士官、下士官、兵として差

等がある。兵はかつて四階級あったのを兵長に統一をしたわけです。そういう歴史がある。それにあやかるならば、護国の神となられた英霊の御遺族に対しては、せめて将校の最下級の少尉かあるいは中尉のところまで、扶助料の最下位を全部引き上げるべきではないかというのが私の多年の主張でございます。これに對して考慮されるという歴代の長官のお答弁がございました。検討する、つまり神となられた英霊の遺族に對して報いるに、せめて将校の最下級並みの扶助料を差し上げる。階級差は金額の上で非常に圧縮されております。私の主張が採用されて金額では差が少なくなっている。差は少なくなっているけれども、差がある。兵、下士官、準士官、將校と差がある。この点神としては同等であるという立場から考へるならば、せめて準士官、下士官、兵の階級でなくなった人のその遺族に對しては、將校の最下級、少尉あるいは中尉のところへ一律に最下位を引き上げるべきであるという私の提唱について、賢明な長官には御同感いだけるとおもいます。

○山中國務大臣　私になってから初めての御意見でございます。これはもう軍人恩給が復活したときから、復活のあり方について、第三者的な見解も批判として述べられていたところであり、ことに高級將校等においては、場合によつては戦犯の立場に問われた人もあれば、あるいは、そうでなくとも兵はただ黙々として高級將校の指揮に従つて動いただけにすぎない。私どもの体験からもそうでありますが、そういう者について國が遺族等

なつた。また、この間からの質疑応答で、われわれの附帯決議は国家公務員の給与を基準としてというところに強いアクセントを置いているのだ。したがってそのあとに国民の生活水準、消費者物価その他を考慮の上その制度化を考へるという意見なので、したがって国家公務員の給与そのものをずばり基準にとるべきであるという強いアクセントの御質問がずっと続けられたわけであります。その締めくくりの御意見でありました。ようから、私どもとしても国家公務員の給与については、民間の物価に伴う賃金上昇分等はすでに反映をしておるものではないかという御意見は十分に説得力を持っております。

ただしかしその給与というものに對して、別な指数としての物価水準、物価の値上がり等もやはり相乗作用としてプラスを示すわけでありますから、それらのものもやはり捨てがたい計数ではなからうかという気持がございますから、實際上の運用としてはこういう考え方をとっておるわけにございいますから、さらにこれを制度化ということになりますと、いわゆる俗に私どもが言っておりますスライド制ということだと思いますが、恩給法に関する限りは、昨年より今年の予算編成の経

進を踏まえてみますと、大抵四十六年国予算においてこのベースアップの問題についてはこれをルール化したという表現を私用しております。ということとは、これは完全に制度化されたのだと言いたいのでありますが、それを言うにはやはり他の年金その他について制度化の問題が議論をされておりますので、公的年金制度審議会等において、いま三つのブロックに分けながら、どのような手段でもって要望の線に沿い得るかの検討をいたしておりますので、はっきりとここで恩給だけ

○受田委員 長官、ちょっと私いまの御答弁ではっきりしない点があるのです。つまりもう実質は制度化いたしましたという御答弁を、実質はそう思っておりますが、明言いたしかねておるといふことでございます。

的には制度化されているというような意味の御答弁と承るわけです。しかし現実にスライド制というものは、国家公務員の給与を基準にして「その他」が多少ある。その「その他」はほんにわずかな配慮という意味であって、事実これは削ったほうがいいのです。はっきりしている。もう国家公務員の給与という一本、これを基準にして、お互い委員の気持ちはそのようになっていて、お互いが上がると、それにスライドして退職者が一定比率で引き上げられる、こういう形の制度化という意味に私は理解しておるわけです。長官は現にやっておられることが制度化という意味におとりのようですが、私がいま指摘した、いまの現職の公務員の給与を基準ということになれば、その給与を基準にしてスライドして退職者の退職年金がきまるといふ意味のことが制度化ということになると思ふのでございますが、私の言っているほうが間違いかどうか。それが一応筋としては通るのだ。しかし自分のほうが言うのも、いまの暫定措置としてはそれが一応成り立つと思ふのだが、という意味なら、私了解しまして質問を終わります。

○山中国務大臣 おっしゃることは、内容において少しやほり違ひかもしれませんが、というのは国家公務員の給与そのものをスライドしていくのだとすれば、やはり鬼木先生もそういう御意見を持っておられるようでありまして、実績というものをたえはことしは昭和四十四年度の公務員給与と物価をとっておりまして、それが実績が出ていないでも、昭和四十五年の国家公務員の給与そのものをもって四十六年度の予算に取り込めるということになると思ふのですけれども、予算編成をいたします作業は八月、昨年八月の時点において締め切るわけですから、そうするとその時点においては、なかなかまだその年の国家公務員給与の実態というものは明らかでないというふうな現実の問題があります。しかしそれもおくられて持っていくてもいいじゃないかという

ようなことで、かりに操作するとすれば、そこにやはり一年の短縮は可能であるという、その点が少し違ふと思うのですが、私の申し上げているのは、そういうことは承知の上で、やはり実績の上で立てて予算要求をするために、結果若干の年次のズレというものはあることはことに申しわけない結果でありますけれども、その前置きに立つたならばスライド制というものが実際上私はルー化されたということを書いて、実現をされたとして申し上げて、その背景は先ほど申し上げたとおりである。したがって恩給に関する限りは大体その取り方の基準について、いまおっしゃること若干の違ひがありますが、実際上は予算編成において国家は義務的に、計算された計数をもって支払う義務を予算編成上示したということの基礎は確立されて、これは動かないと私は思っております。そういう意味でございまして、私から了解をしております。

○受田委員 それで了解の度合いが濃厚になりつつあるのですが、私が結論として申し上げたいのは、公務員の給与を基準にすると一年のズレくらい起こります。けれどもそれは明確に現職の公務員の給与が、現時点における給与を基準にした退職者の年金という形に、制度化というのには法律としてそれが制度化されることを私は筋として期待しておるわけなんです。そのことを私は法律案として提案がされることを制度化という意味に了解したいという意味ですが、いかがでしょうか、それで。

○山中国務大臣 実質そうなっておりますわけでありまして、私はいずれそういうことはしなければならぬのだと思ひます。しかし、それについては、やはり一方において公務員共済から始まり私学共済に至る、そういういろいろなカテゴリーに分かれた各種公的年金制度というののも、これをほらうておくわけにはいきませんので、やはり公的な年金でございまして、それに対してはどのように処理するかという基本的な姿勢をきっちり固めて持っていくと、実質はそうなつたに

しても、この恩給法だけで、スライド化された実質というものを踏まえた法律を出すということになりますと、じゃ他の案件は、これはもっと数多くの現在の人たち、現職の人たちも含めた、多くの関心を持つスライド制の問題がございまして、多から、そちらをいってこられたいわけにはなかなかまいらないという現実の事情があるということを書いておるわけでございます。そちらの他の問題については三つの範疇に分けて、ただいまどういふことをやられたならば、いわゆるスライド制というものが制度化できるか、法律上ということでもけっこうございまして、そういう意味の検討を公的年金制度審議会においていたしておりますというように申し上げておるわけでございます。

○天野委員長 これより討論に入るのであります。別討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○天野委員長 起立多数。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○天野委員長 起立多数。よって、本案に対しては附帯決議を付することに決しました。

この際、山中総務長官より発言を求められておりますので、これを許します。山中総務長官。

○山中国務大臣 ただいま可決されました附帯決議の趣旨については、十分その趣旨を尊重し、検討してまいりたいと存じます。

○山中国務大臣 おっしゃることは、内容において少しやほり違ひかもしれませんが、というのは国家公務員の給与そのものをスライドしていくのだとすれば、やはり鬼木先生もそういう御意見を持っておられるようでありまして、実績というものをたえはことしは昭和四十四年度の公務員給与と物価をとっておりまして、それが実績が出ていないでも、昭和四十五年の国家公務員の給与そのものをもって四十六年度の予算に取り込めるということになると思ふのですけれども、予算編成をいたします作業は八月、昨年八月の時点において締め切るわけですから、そうするとその時点においては、なかなかまだその年の国家公務員給与の実態というものは明らかでないというふうな現実の問題があります。しかしそれもおくられて持っていくてもいいじゃないかという

○山中国務大臣 実質そうなっておりますわけでありまして、私はいずれそういうことはしなければならぬのだと思ひます。しかし、それについては、やはり一方において公務員共済から始まり私学共済に至る、そういういろいろなカテゴリーに分かれた各種公的年金制度というののも、これをほらうておくわけにはいきませんので、やはり公的な年金でございまして、それに対してはどのように処理するかという基本的な姿勢をきっちり固めて持っていくと、実質はそうなつたに

○天野委員長 ただいま議決いたしました恩給法等の一部を改正する法律案に対し、伊能繁次郎君、外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の各派共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。伊能繁次郎君。

○伊能委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四党共同提案にかかる恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について速やかに善処するよう要望する。

一、恩給法第二条ノ二の規定について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与を基準として、国民の生活水準、消費者物価その他を考慮の上その制度化を図ること。

二、旧満洲拓殖公社等の在外国策機関及び在外国策会社の職員期間については、外国特殊法人及び外国特殊機関の職員期間として、公務員期間との通算措置につき検討を加えること。

三、旧軍人に対する一時恩給の支給に關しては、引き続き現在職年が三年以上七年未満の兵に對しても、前向きに検討を加えること。

右決議する。

本案の趣旨については、先般衆議院の委員会における同僚議員の質疑を通じて明らかにしておることと存じます。

よろしく御賛同をお願いいたします。

○天野委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○天野委員長 起立多数。

よって、本案に対しては附帯決議を付することに決しました。

○天野委員長 起立多数。よって、本案に対しては附帯決議を付することに決しました。

この際、山中総務長官より発言を求められておりますので、これを許します。山中総務長官。

○山中国務大臣 ただいま可決されました附帯決議の趣旨については、十分その趣旨を尊重し、検討してまいりたいと存じます。

法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 次回は、明十三日木曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時三十四分散会

昭和四十六年五月二十六日印刷

昭和四十六年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局